第2次茨木市人権施策推進計画

平成 29 年(2017年) 3月



はじめに



茨木市では、平成7年(1995年)3月に人権が守られた豊かで住みよい都市づくりに向けて、「茨木市人権擁護都市宣言」を行いました。その後、平成10年(1998年)12月に茨木市人権尊重のまちづくり条例を制定、平成16年(2004年)3月に茨木市人権施策推進基本方針を策定し、人権教育・啓発に取り組んでまいりました。

しかしながら、この間外国人に対する民族差別的な主 張の広がりをはじめ、インターネットを通じた深刻な人 権侵害、若者の就労問題や子どもへの貧困の連鎖の問題

など、人権の観点から支援や取組を必要とする課題は多様な広がりを見せています。 このような状況の中で、平成27年度(2015年度)からスタートする「第5次茨木 市総合計画」では、すべての行政分野において人権尊重のまちづくりに向けて市民の 皆さまとともに総合的な施策の推進に取り組むこととし、時を同じくして平成27年 (2015年)3月に「第2次茨木市人権施策推進基本方針」を策定しました。

第2次茨木市人権施策推進計画は、基本方針に基づき、近年の社会情勢を踏まえた 施策課題の中でも、特に本市が取り組むべき主要な課題として、10の重点課題を挙げ、 取組の方針と施策の方向性を示し、より確実に施策を推進するため策定したものです。

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権行政の視点から本市 行政の各部門や教育機関、その他関係機関等の幅広い連携が求められると同時に、市 民、市内事業者、地域の各種団体など多くの皆さまの協力と連携が必要です。人権尊 重のまちづくりの取組への、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたりご尽力いただきました「茨木市人権・尊重のまちづくり審議会」の委員をはじめ、パブリック・コメントなどにより、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成29年(2017年)3月

菠木市長 福 周 洋 一

目 次

第1	L 章 計画策定の背景	1
1	計画策定の趣旨・背景	1
2	2 計画の位置づけ	1
3	3 計画の期間	2
第2	2章 人権施策の現状と課題	3
1	茨木市の取組の現状と課題	3
2	2 市民意識調査からみた課題	8
3	3 近年の社会情勢を踏まえた施策課題	16
第3	3章 計画の基本理念と取り組むべき主要課題	17
1	計画の基本理念	17
2	2 人権課題への取組に共通する基本方針	17
3	3 取り組むべき主要課題と施策の方向性	19
第4	1章 人権行政の推進—市行政の基盤としての人権施策	37
1	人権意識の高揚を図るための施策	37
2	2 人権擁護に関する施策	41
第5	5章 計画の推進にあたって	44
1	計画の推進体制	44
2	2 計画の評価と進行管理	46
資料	斗編	47
1	茨木市人権尊重のまちづくり条例	47
2	2 茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則	49
3	3 茨木市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	51
4		
5		
6	6 用語説明(50 音順)	56

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨・背景

茨木市では、憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、また、人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、まちづくりの指針である「茨木市総合計画」において、人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、さまざまな取組を進めてきました。

平成元年(1989年)12月には人権啓発の重要性を訴え、社会意識の変革を進めるために「茨木市人権啓発基本方針」を策定し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する市民啓発として、講演会や研修会、学習会などに取り組んできました。また、すべての人びとの人権が尊重・擁護され、差別のない社会形成を願って、平成7年(1995年)3月に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、平成10年(1998年)11月に「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」を策定しました。同年12月には、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市が人権という普遍的文化の創造に努めることをうたっています。

このような経緯のもと、平成 16 年 (2004 年) には、「人権教育のための国連 10 年茨木市行動計画」の後継として、本市における人権施策をさらに充実・推進していくための指針として、「茨木市人権施策推進基本方針」を策定しました。また、方針を具体化するため、平成 17 年 (2005年)に「茨木市人権施策推進計画」を策定し、人権施策の推進を図ってきました。

さらに、平成27年(2015年)には、法制度の改正や市民意識の変容等を反映し、今日の社会 状況に適切に対応できる人権施策のさらなる充実を目指して、「第2次茨木市人権施策推進基本方 針」を策定しています。

また、同じく平成27年(2015年)に策定された、「第5次茨木市総合計画」においては、まちづくりを進めるための基盤の一つとして、「人権尊重のまちづくりの推進と平和の実現」「男女共同参画社会の実現」を位置づけており、人権が本市行政のあらゆる場面において、常に意識され、尊重されるとともに、その実現に向けて取り組むこととしています。

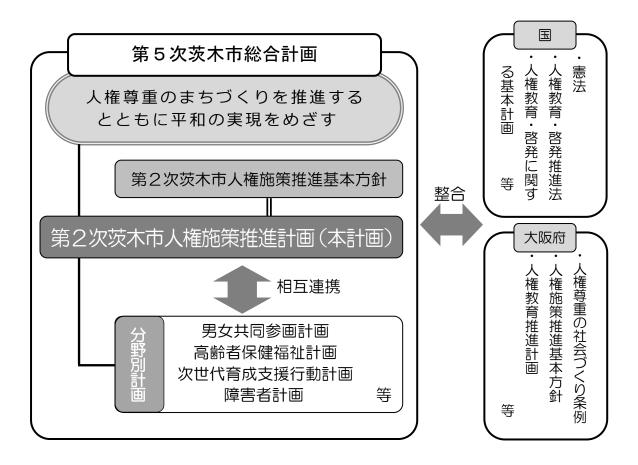
第2次茨木市人権施策推進計画(以下「本計画」という。)は、このような状況と現行計画の取組の成果、課題を踏まえつつ、すべての行政分野において、より一層、市民とともに人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画として策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、第5次茨木市総合計画の分野別計画として、人権施策の推進やその方向性を定めるものです。第5次総合計画においては、「まちづくりを進めるための基盤」として「人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす」と位置づけていることから、本計画もすべての行政分野にまたがる基盤としての性格を有しており、本市全体としての人権施策を推進する方向性を示すものとなっています。

策定にあたっては、憲法及び「人権教育・啓発推進法」(平成 12 年 (2000 年)) をはじめとする人権にかかわる法制度や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、また、大阪府の「人権尊重の社会づくり条例」「人権施策推進基本方針」及び「人権教育推進計画」などとの整合性を図るとともに、本市における男女共同参画、高齢者、子ども、障害者等に関する分野別計画との相互連携を図っています。

本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間とし、5年目に中間見直しを行うものとします。また、国の法制度や社会経済情勢などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 人権施策の現状と課題

1 茨木市の取組の現状と課題

茨木市ではこれまで、平成 17 年(2005 年)に策定した「茨木市人権施策推進計画」に基づいて人権施策を推進しており、「人権意識の高揚を図るための施策」「人権擁護に関する施策」「企業・民間団体等との連携」の3つの分野から取り組んできました。

(1) 人権意識の高揚を図るための施策

人権意識の高揚を図るための施策として、①人権教育・啓発の推進、②人権教育・啓発に取り 組む指導者の養成、③市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進、④人権教育・啓発に 関する情報収集・提供機能の充実の4つの取組を進めてきました。

①人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進については、講演会・研修会による啓発、出版物等による啓発、視聴覚等を中心とする啓発、街頭啓発、市民啓発推進のための条件整備、地域における人権教育・啓発の充実、企業等における人権研修の充実、市職員等研修、各種講座・研究集会への参加に取り組んできました。

〇講演会・研修会による啓発

著名人を招いた講演会等、幅広い市民に対する啓発の機会となっています。その一方で単発のイベント的な取組が多く、参加者の意識や態度の変容といった効果を確かめることは難しくなっています。参加者数の確保と内容の充実の両立が引き続き課題です。

〇出版物等による啓発

広報誌や情報誌等の市が発行する出版物等を通じた啓発を行っています。最も多くの市民に働きかけられる手段として有効な活用が求められます。また、いのち・愛・ゆめセンターの発行する地域情報誌や、多言語での生活ガイドブック等については、支援を必要とする人に届けるため、対象を明確にした効果的な配布方法等の検討も課題です。

○視聴覚等を中心とする啓発

ビデオ・DVD等の視聴覚資料の貸し出しや、各種啓発ポスター、パネル展示等による啓発が中心となっています。多くの市民の目に触れる取組であり、今日的な課題に即した取組や、相談窓口の情報等、人権救済に関する情報の周知に向け、引き続き取組が求められます。

○街頭啓発

啓発物品の街頭配布、展示等による取組を行っており、就職差別撤廃月間、障害者週間、人権週間等の期間に合わせ、広く市民に周知する等の取組を行っています。出版物や視聴覚等による啓発と併せて、必要な人に必要な情報を届ける取組の一つとして、求められます。

○市民啓発推進のための条件整備

企業・民間団体の啓発活動の支援に取り組んでいます。支援制度の周知や支援メニューの豊富化が課題です。

〇地域における人権教育・啓発の充実

公民館における人権学習会や生涯学習センター講座、識字学級・日本語教室、リーダー研修会、家庭教育学級、労働講座等の各種講座や地域に開かれた交流の場づくりに取り組んでいます。社会的な課題や市民ニーズに合った講座の提供により、参加者数の増加と内容の充実に取り組むことが引き続き求められます。また、地域の課題に即した実践的な取組や、講座終了後の参加者による地域活動やグループ形成など、効果が継続する講座づくりに向け、企画力の向上やその支援が課題となります。

○企業等への人権研修の充実

市内事業所を対象とした啓発や、公共サービスに関わる事業者に対する人権意識向上の取組 の促進、市受託業者を対象とした企業研修会の開催等に取り組んでいます。民間企業における 人権に関する取組の促進や、公共サービスの担い手の人権意識の向上は、重要な課題であり、 引き続き取組が求められます。

〇市職員等研修

全職員の人権意識の向上を目的として、職員研修、教職員研修、管理職研修、新採研修等の各種の研修を実施しています。茨木市のすべての取組の根底に人権の観点を取り入れた人権行政の確立に向け、今日的な課題や業務内容に即した研修の企画、人権擁護の実践的なスキル・態度の習得を含む人権意識の向上が、引き続き課題です。

〇各種講座・研究集会への参加

人権に関する専門機関等が実施する研修会、研究集会に職員・教職員を派遣し、職員一人ひとりがより高い人権感覚を持てるよう取り組みます。先進的な理念や施策についての学びを共有することで、市職員全体の意識とスキルの向上が求められます。

②人権教育・啓発に取り組む指導者の養成

手話通訳者、要約筆記者、点字ボランティア等の支援者・ボランティアの養成や、家庭教育学級の指導者を対象とした研修等を行っています。全体的に支援者養成の取組が多く、当事者を含む市民の自主的な活動の指導者の養成や、地域団体等における指導的な立場の人に対する研修等、当事者支援、市民活動支援の観点からの取組が課題です。

③市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進

人権を考える市民のつどい等の市民・団体の交流の取組や非核平和展等の展覧会に取り組んでいます。市民と行政の協働の取組が中心となっていますが、市民の主体的な取組が中心となるよう、行政のかかわり方や支援のあり方の検討が課題となっています。

④人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

市民意識調査の実施や、人権資料の収集・提供等を行っています。現代的な課題やその対応についての情報収集や、本市の人権をめぐる状況の実態把握のあり方の検討が、今後の課題となっています。

(2) 人権擁護に関する施策

人権擁護に関する施策として、①市民の主体的な判断・自己実現の支援、②人権にかかわる総合的な相談窓口の整備、③人権救済・保護システムの充実の3つの取組を進めてきました。

①市民の主体的な判断・自己実現の支援

〇自立支援の充実

ひとり親家庭、貧困家庭の支援や若者の自立支援、障害者相談支援、在日外国人児童・生徒への通訳派遣による学習支援など、教育・就職・日常生活等に困難を有する市民を支援する取組を実施しています。制度の周知と実態に即した効果的な支援が引き続き課題となっています。

〇自立支援の推進体制の充実

社会的援護を必要とする人や子ども・若者の支援、虐待防止等に取り組む体制整備や地域に おける協力体制の構築に取り組んでいます。引き続き、継続的な取組が求められます。

②人権にかかわる総合的な相談窓口の整備

〇相談窓口の充実

自立支援、福祉、いじめ、教育、法律、消費生活、子育て、労働、障害者生活支援、人権、 女性、男性、DV、ひとり親家庭、生活保護、高齢者虐待、生活困窮者自立支援等、多様なテーマ・対象の相談窓口を設け、相談を実施しています。支援が必要な人への相談窓口情報の周知や、相談員の力量向上、窓口間の連携による効果的な支援等が求められています。また、利用者が相談しやすい方法・日時での相談の実施や、窓口まで来ることのできない相談者への対応、専門機関との連携等も課題となっています。

○相談機能の充実及び相談員の知識・技能の向上

相談機関及び専門機関、専門家とのネットワークの構築による相談機能の強化や、相談員の知識・技能の向上を図っています。相談種別毎の相談員のネットワークや、関係機関との連携には一定の蓄積があるものの、相談種別を横断した連携の取組は十分とは言えず、今後の課題となっています。

③人権救済・保護システムの充実

DVや虐待からの一時保護事業を実施しています。深刻な人権侵害からの救済の取組であり、 継続的な実施が求められます。

(3) 企業・民間団体等との連携

①人権教育・啓発の取組の支援、②企業・民間団体等との連携に取り組んできました。

①人権教育・啓発の取組の支援

市民を対象とした講演会・研修会・各種講座等の開催や、企業内研修の推進、人権に特に関わる職種を対象とした研修等に取り組んでいます。市民を対象とした取組については、学習成果が団体や地域での継続的な活動に結びついているかどうかといった点からの、事業の効果の検証が課題となっています。

②企業・民間団体等との連携

教育関係団体や企業連絡会、地域団体、その他関係団体・機関等の活動・事業を支援することで、人権啓発や情報・学習機会の提供に取り組んでいます。現状では当事者団体との連携については十分に取り組めておらず、支援・連携のあり方の検討が課題となっています。

(4)総合的な課題

本市の人権施策全体に通じる課題として、次の4点が挙げられます。

1点目は施策の効果の評価・検証と改善のための観点・指標が明確ではなく、前例踏襲的な事業が多くなっていることです。教育・啓発が参加者の意識や態度の変容にどの程度つながっているかといった、施策効果の内実を指標化することは確かに困難です。しかし、そうした分野の施策においても、評価のための観点や、事業の企画にあたって考慮されるべきポイントを明確化することで、事業の良否を判断するための基準や、改善のための視点を示していくことは可能であり、今後検討されるべき課題と言えます。

2点目は企画力の向上です。人権に関する啓発や講座等の取組は、一般に参加者が集まりにくく、意識や関心の高い人に参加が偏りがちであるという性格を有しています。人権について、特に考えたり学習したりした経験の乏しい人や、深刻な人権侵害の状況にありながらそのことを自覚できずにいる人など、人権に関する学習・情報を届ける必要のある人に事業を届けるためには、市民や地域の実情に応じた的確な企画が必要となります。こうした観点から、企画に取り組む職員の専門性の向上とその支援に取り組むことが、引き続き課題となります。

3点目は人権に関する本市の現状の把握と、それに対応した取組の改善です。特に人権相談をはじめとする人権救済の取組において、特に重視すべき問題・課題の把握を進め、全市的な取組や教育・啓発に還元していくことで、実態に即した取組の改善が求められます。

4点目は当事者の参加です。人権施策の企画・実施・評価においても、人権救済の取組においても、当事者の参加や当事者団体の支援が重要な課題となっています。本市においても現状では十分な取組ができておらず、当事者の参加のあり方について今後検討が求められます。

2 市民意識調査からみた課題

「第2次茨木市人権施策推進基本方針」の策定にあたり、市民意識の変容や実態を明らかにし、 基本方針の見直しに必要な基礎資料を得ることを目的として、平成26年(2014年)に人権問題に 関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)を実施しました。ここでは、市民意識調査 の結果からうかがえる本市の人権行政の課題を考察します。

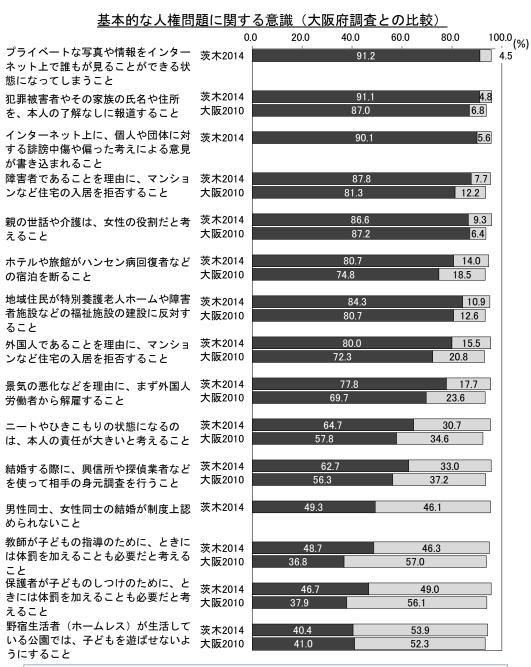
(1)調査の概要

市民意識調査は、平成26年度(2014年度)の「第2次茨木市人権施策推進基本方針」の策定にあたり、茨木市民の人権問題に関する意識の実態を明らかにし、市の人権施策推進の方針・課題を検討するための基礎資料とすることを目的として実施されました。質問内容の作成にあたっては、平成22年(2010年)に大阪府が実施した府民意識調査との比較により、本市の状況を明確化することを考慮して、質問を作成しています。

平成26年(2014年)9月5日から9月30日までを調査期間とし、茨木市に居住している満20歳以上の個人から無作為に2,000人を抽出して、郵送配布・郵送回収のアンケート用紙による調査を行いました。有効回収数は753件、有効回収率は37.7%でした。

いくつかの人権にかかわる状況について、問題だと思うかどうかを尋ねたところ、インターネットや犯罪被害者等、近年注目されているテーマで問題を感じる人が多くなっている一方で、「野宿生活者(ホームレス)が生活している公園では、子どもを遊ばせないようにすること」や「男性どうし、女性どうしの結婚が制度上認められないこと」、また、教師や保護者の「体罰」については、「問題あり」と「どちらかといえば問題あり」の合計は半数に満たず、人権上の問題としてはとらえていない人が多くいることがうかがえます。

大阪府の調査結果(平成22年(2010年))と比較すると、全体として茨木市の結果の方が「問題がある」という回答が多く、比較的人権上の問題を感じる人が多くなっていることがうかがえます。



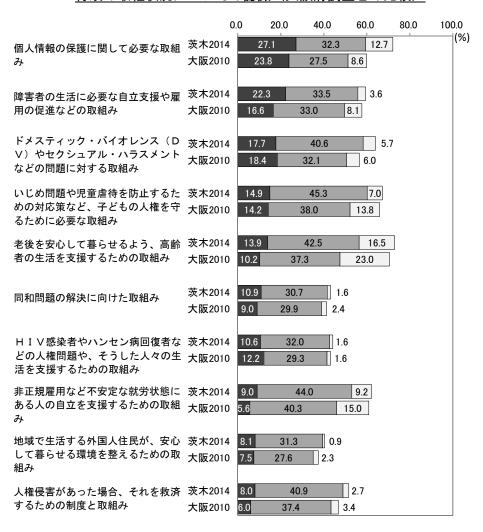
□問題なし+どちらかといえば問題なし

■問題あり+どちらかといえば問題あり

行政の取組状況の認識については、大阪府調査と回答の傾向はほとんど変わりませんが、全体的に「改善されたと思う」が多く、「悪化したと思う」が少なくなっており、行政の取組の成果を肯定的にとらえている人が増えてきていると言えます。

このように、人権上の問題への認識や行政の取組の評価については、大阪府の調査結果(平成 22年(2010年))と比較して、全般的に高い結果となっています。

行政の取組状況についての認識 (大阪府調査との比較)

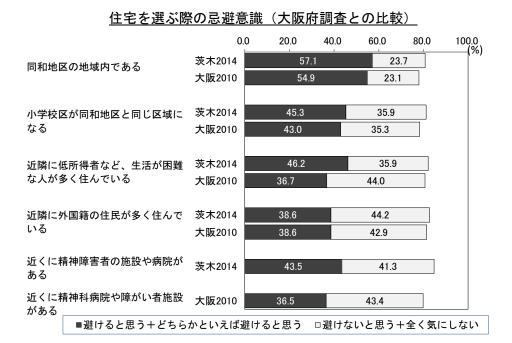


■改善されたと思う ■変わらない □悪化したと思う

(3) 忌避意識

一方で、住居の選択における同和地区等に対する忌避意識は、大阪府調査結果と比較して、本市の方が高い傾向にあり、特に、学歴の高い層ほど忌避意識が高い傾向が見られます。また、同和地区を避けるという回答は、60歳以上より、むしろ30歳代から50歳代で多くなっています。避ける理由については、「治安の問題への不安」や「トラブルが多いと思う」といった回答が多くなっています。

トラブルなどのリスクを回避したいという考え方から、特定の地域との関わりを避けようとする意識が広がることは、そこに住む人とマイナスイメージとを結びつけ、結果として社会的な排除につながる可能性がないとは言えません。



11

回答者の属性別にみた住宅を選ぶ際の忌避意識

問4 あなたは、家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっていても、次のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか。すべての場合についてお答えください。(それぞれ1つにO)

(1) 同和地区の地域内である

(2) 小学校区が同和地区と同じ区域になる

								(= / 1.1/2/E-11/E-DE-E-110/E-WI-0-0						
		避けると思う	ば避けると思うどちらかといえ	避けないと思う	全く気にしない	わからない	無回答・不明	避けると思う	ば避けると思うどちらかといえ	避けないと思う	全く気にしない	わからない	無回答・不明	
全体	(N=753)	27. 4	29. 7	11.3	12. 4	17. 0	2. 3	19.0	26. 3	16. 5	19.4	16. 5	2. 4	
性別	女性(N=418)	29. 7	30. 1	10.5	9.3	18. 7	1. 7	20. 3	26. 6	16. 0	16.0	19. 1	1.9	
別	男性(N=310)	24. 5	30. 6	11.9	16.8	14. 5	1.6	16.8	27. 4	17. 4	23. 9	12. 9	1.6	
	20 歳代(N=48)	14. 6	27. 1	14. 6	10. 4	33. 3	_	14. 6	14. 6	16. 7	22. 9	31.3	-	
	30 歳代(N=107)	29. 9	26. 2	12. 1	11. 2	19.6	0. 9	24. 3	25. 2	14. 0	19.6	15. 9	0.9	
年	40 歳代(N=135)	35. 6	25. 2	10.4	11.9	15. 6	1.5	25. 9	23. 0	20. 0	16.3	14. 1	0.7	
齢	50 歳代(N=127)	34. 6	26. 8	13.4	11.8	13. 4	_	26.8	26. 0	14. 2	20.5	12. 6	-	
	60 歳代(N=153)	19. 0	38. 6	11.1	11.8	17. 6	2. 0	14. 4	30. 1	17. 0	20. 3	16. 3	2. 0	
	70 歳以上(N=172)	26. 2	32. 0	9.3	14. 5	14. 5	3. 5	10.5	31. 4	16. 9	18.6	18.0	4. 7	
	中学校(N=71)	23. 9	29. 6	8.5	16. 9	21. 1	_	7.0	22. 5	23. 9	18.3	26. 8	1.4	
学	高等学校(N=246)	24. 0	30. 1	10. 2	12. 2	20. 7	2. 8	16. 7	26. 4	15. 4	18.7	19. 9	2. 8	
歴	短大・高専(N=159)	28. 9	30. 2	11.9	9.4	19.5	_	22. 6	23. 9	19. 5	16.4	17. 6	-	
	大学・大学院(N=238)	31. 1	31.5	12. 6	13. 0	10.5	1. 3	23. 5	30. 7	14. 3	21.4	9. 2	0.8	

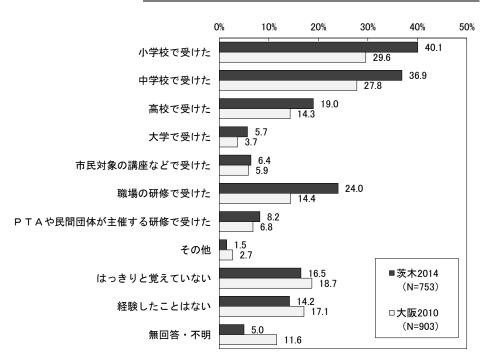
特定の地域・施設を「避けると思う」と回答した人の「避ける理由」の回答状況

	を得なかったりするからかったり、安く処分せざるがの転居の際、転売が難し	多いと思うから葉の問題などでトラブルが葉の問題などでトラブルがは活環境や文化の違い、言	ると思うから	うから の教育上、問題があると思 学力の問題などで、子ども	じだと思われると嫌だから自分もその地域の住人と同	その他	となくとくに理由はないが、なん	わからない	無回答・不明
同和地区の地域内である (N=206)	44. 7	65. 5	82. 0	35. 4	31. 1	4. 4	5. 8	1.9	3. 9
小学校区が同和地区と同じ区域になる (N=143)	47. 6	65. 0	86. 0	41. 3	32. 9	4. 9	7. 0	2. 8	1.4
近隣に低所得者など、生活が困難な人が 多く住んでいる(N=112)	50.0	67. 0	83. 9	50. 9	33. 9	5. 4	4. 5	3. 6	1.8
近隣に外国籍の住民が多く住んでいる (N=104)	48. 1	72. 1	85. 6	44. 2	33. 7	6. 7	6. 7	2. 9	2. 9
近くに精神障害者の施設や病院がある (N=105)	48. 6	69. 5	88. 6	40. 0	33. 3	7. 6	5. 7	3.8	3. 8
近くに韓国・朝鮮学校がある (N=126)	46. 8	76. 2	84. 9	43. 7	30. 2	7. 9	9. 5	4. 8	4. 0
近くに少年院がある (N=197)	44. 7	62. 4	85. 8	34. 0	25. 4	5. 6	4. 6	2. 5	2. 5
近くに入国者収容所がある(N=165)	47. 9	65. 5	85. 5	36. 4	28. 5	4. 8	6. 1	4. 2	2. 4

(4) 学習経験と態度

人権問題の学習経験については、小学校から高校にかけて、学校教育における学習経験で、大阪府調査結果を大きく上回っています。また、「職場の研修で受けた」という回答も多く、全体的に人権問題についての学習経験が多くなっています。

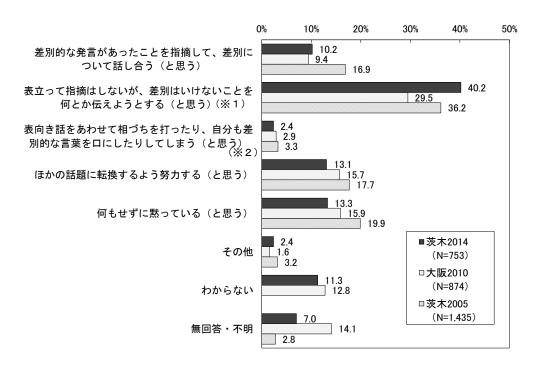
人権問題についての学習経験(大阪府調査との比較)



差別的な発言に対する態度としては、「差別的な発言があったことを指摘して、差別について話し合う(と思う)」という人が、前回茨木市調査(平成17年(2005年))から減少しています。

人権問題についての学習経験では、学校等で学んできた世代が増えていることや、学習経験のある人が多い一方で、積極的に差別に反対する行動や態度を示そうとする人が減っているとすれば、教育・啓発のあり方が課題となります。知識を伝えるだけではなく、人びとの行動や態度に働きかけるような取組が求められます。

差別的な発言に対する態度(前回調査・大阪府調査との比較)



学習経験のある分野別に人権学習の感想をみると、もっとも学習経験がある人が多い「同和問題」の学習について、「人権の大切さがわかった」「自分の人権を守るために役立つと思った」といった肯定的な評価が少なく、「人権学習をするからかえって差別が無くならないと思った」という回答が多くなっています。次いで経験者の多い「女性・男女共同参画」、「障害者」についても、同様の傾向があり、「自分の人権を守るため」や「自分の周囲の人の人権を守るため」に役立つと思ったという回答はそれほど多くありません。一方で、学習者の少ない分野では、肯定的な評価が高いものも見受けられます。

人権問題に関する教育・啓発の成果については、課題が大きいと考えられ、今後の更なる検証 や新しい取組が求められています。

学習経験のある分野別にみた人権学習の感想

	かった人権の大切さがわ	思った知りたいと	思った	ないと思った自分にはあまり関係	習の方が大事だ人権学習より教科学	がないと思っ権学習をして	ならないと思ったかえって差別が無く人権学習をするから	に分 役の 立人	つと思った 権を守るために役立自分の周囲の人の人	と分思り	かった内容がおもしろくな	あまり覚えていない	その他	経験したことはない	無回答・不明
合計(N=753)	30.9	7.7	23.5	6.9	1.7	2.7	19.4	6.2	9.4	3.1	3.5	18.7	3.2	15.1	7.4
女性·男女共同参画 (N=204)	54.9	11.3	36.3	5.9	1.0	3.4	21.1	10.8	17.6	6.4	3.9	14.2	3.9	4.9	1.5
子ども(N=81)	50.6	17.3	30.9	7.4	2.5	7.4	21.0	17.3	18.5	7.4	7.4	11.1	9.9	2.5	1.2
高齢者(N=93)	47.3	11.8	39.8	7.5	3.2	8.6	18.3	20.4	19.4	9.7	3.2	12.9	7.5	4.3	3.2
障害者(N=228)	50.9	12.7	35.5	6.6	1.3	4.8	24.6	11.4	16.7	7.9	3.9	11.8	6.6	2.2	2.2
同和問題(N=423)	40.7	9.9	29.3	9.7	1.7	3.5	28.1	8.3	14.2	3.8	5.4	12.5	4.5	5.4	1.4
外国人(N=85)	47.1	17.6	29.4	1.2	2.4	4.7	21.2	18.8	17.6	7.1	7.1	14.1	7.1	2.4	2.4
HIV感染者・ハンセ ン病回復者(N=94)	60.6	13.8	36.2	8.5	1.1	3.2	24.5	14.9	19.1	9.6	3.2	12.8	5.3	1.1	1.1
性的マイノリティ (N=32)	65.6	31.3	28.1	1	1	6.3	21.9	15.6	21.9	9.4	6.3	12.5	6.3	3.1	3.1
インターネットによる 人権侵害(N=49)	36.7	10.2	30.6	12.2	_	8.2	26.5	20.4	22.4	6.1	10.2	12.2	6.1	4.1	2.0
その他(N=5)	_	-	40.0	20.0	_	-	20.0	-	_	_	_	-	60.0	-	_
はっきりと覚えていない(N=103)	12.6	3.9	14.6	5.8	1.0	2.9	13.6	6.8	4.9	1.9	2.9	67.0	_	10.7	1.9
経験したことはない (N=110)	7.3	1.8	11.8	5.5	-	_	7.3	-	-	-	0.9	10.0	_	70.9	2.7

3 近年の社会情勢を踏まえた施策課題

(1) 新たに取り組むべき人権課題

第2次茨木市人権施策推進基本方針においては、近年の社会状況を踏まえ、新たに2つの取り組むべき主要課題を位置づけました。「インターネットを通じた人権侵害」については、インターネットの利便性の一方で、それを通じた深刻な人権侵害の事例の広がりを踏まえた取組が求められています。人権侵害に対応する相談や救済のシステムが整備されておらず、国・府等と連携した施策の推進が必要となっています。「セクシュアル・マイノリティ」については、近年マスメディア等においても取り上げられることが増加し、一定の社会的な認知が進んでいる一方で、いまだに差別的な意識が社会に広く根づいていると考えられます。権利保障のための施策が遅れており、今後特に取組が必要な分野となっています。

また、従来取り組まれてきた分野においても、近年の社会状況を踏まえた新たな取組が求められています。

(2) 社会情勢に基づく課題

本格的な人口減少社会の到来を背景として、出生率の向上や人口の増加を目指す「地方創生」の取組が、国・地方自治体において本格化しつつありますが、これらの施策の推進にあたっては、出産・育児があくまで自己決定に基づくべきものであることを保障するとともに、性別によって生き方の選択肢が狭められたり強制されたりすることのない「男女共同参画」のさらなる推進が求められます。

近年社会問題となっている子ども・若者の貧困問題や、高齢化社会のさらなる進展に伴う、高齢者の介護や支援のニーズの増大は、人権施策が教育・啓発の分野にとどまらず、行政全体の取組として推進されることを求めるものとなっています。同時に、こうした社会的弱者に関する課題が、差別や社会的排除の問題と絡み合い、複合的な問題として生起していることにも留意する必要があります。

障害者の権利に関しては、平成 26 年 (2014 年)の「障害者の権利に関する条約」の批准と、それに向けた国内法の整備をきっかけとして、障害者基本法の改正をはじめとする政策の理念や方向性の大きな転換があり、それらに対応した取組が求められています。平成 28 年 (2016 年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、国・地方公共団体等と民間事業者のいずれにおいても、対応が求められています。

外国人問題に関しては、いわゆる「ヘイトスピーチ」や、インターネット等のメディアにおいて、特に在日外国人やアジアの国々及びその国民に対する蔑視や排斥を主張する言説が増加しており、大きな人権課題として注目が集まっています。こうした状況を反映して、平成28年(2016年)には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されています。

また、同和問題について、平成 28 年 (2016 年) 「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」が制定・施行され、国及び地方公共団体の取組が求められています。

第3章 計画の基本理念と取り組むべき主要課題

1 計画の基本理念

本計画では、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「茨木市人権施策推進基本方針」 及び「第2次茨木市人権施策推進基本方針」で掲げた2つの基本理念を継承します。

- ○一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり
- ○誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化 の創造

2 人権課題への取組に共通する基本方針

本市における人権施策の現状と課題を踏まえると、人権課題への取組においては、次のような 基本方針のもとに行うことが求められます。

(1) すべての人にとって価値あるものとしての人権意識のかん養

人権とは、決して何か問題を抱えていたり、差別されていたりする人だけの問題ではありません。従来の人権教育・啓発では、差別や人権侵害の実情を訴えてきましたが、それとともに人権の普遍性を伝えることが課題となります。人権が、すべての人にとって価値のあるものであり、すべての人において尊重され、行使できるものとして理解されるよう取り組みます。

(2) 自らと他者の人権の擁護に積極的な態度の育成

市民意識調査の結果からは、人権問題への理解や問題意識は比較的高い一方で、住居選択における忌避意識に代表されるように、態度・行動の面に課題があることがうかがえます。人権問題への取組は、知識や理念の啓発以上に、一人ひとりの意識や行動に働きかけることで、自ら、そして他者の人権擁護について積極的な態度や行動を育むものであることが求められます。

(3) 新しい課題に常に開かれた取組

人権にかかわる課題・問題は、社会・経済情勢や人々の意識の変化に伴い、新しく生起し、変容しています。現在は問題として認識されていなくても、むしろ問題として認識されていないからこそ、深刻な問題が存在しうる可能性を常に意識することが必要です。人権にかかわる取組は、既存の人権課題のみならず、新しい課題に常に開かれたものであることが求められます。

(4) ソーシャル・インクルージョンの観点からの人権の擁護

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、 社会の構成員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の観点から、人権の擁護を 教育・啓発と福祉分野との連携を含む行政全体の課題として取り組みます。人権問題を、地域社 会における人権課題の当事者を含む人々のつながりや支え合いの構築という実践的な側面からと らえ、すべての人が社会的に排除されることなく、個人として尊重され、その権利が守られる社 会づくりをめざします。

3 取り組むべき主要課題と施策の方向性

今日、日本社会において課題とされる人権問題は多岐にわたっており、その歴史的な経緯や現在の状況も様々です。その中でも、特に本市が取り組むべき主要な課題として、次の 10 項目を挙げ、取り組みの方針と施策の方向性を示します。これらは、第4章の人権行政の推進における各分野においても共有されるべき考え方となっています。

(1) 男女共同参画

■取組の方針

男女共同参画社会の実現に向けては、女性が持っている力を十分に発揮できるようにエンパワメントを図るとともに、男性においても、男性であることを理由に課せられる重荷や負担を減らすなど、性による差別や、伝統的・固定的な性別役割分担意識を見直していくことが必要です。

男女共同参画社会は、性差や伝統的な価値観のすべてを否定するものではありません。むしろ、 自分の人生を自由に選択でき、誰にとっても生きやすい社会を追求するものとして、理解され、 実践される必要があります。結婚することや子どもを持つこと、家族のあり方や働き方などにつ いて、一人ひとりの状況や選択に応じて、生き方を主体的に選ぶことのできる社会づくりが重要 です。

男女の人権尊重という観点から、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、DV、買売春、ストーカー行為なども重要課題となっています。

■施策の方向性

①男女共同参画の推進

- ○広報誌やホームページを活用した啓発活動を継続的に展開し、男女共同参画社会についての 理解を深める取組を進めます。
- ○男女共同参画推進の拠点である男女共生センターローズWAM(以下「ローズWAM」という。)を中心に、男女共同参画の考えに基づいた講座、セミナー、フォーラム等を開催し、広く市民に啓発を行います。
- ○「第2次茨木市男女共同参画計画(改訂版)」の進行状況の確認・評価を行い、男女共同参画社会の実現をめざします。

②政策決定の場への女性の参画の推進

- ○女性が市の政策・方針決定の場へ参画し、女性の意見や考えを反映させていくことができるよう、引き続き審議会などの女性委員比率の向上をめざします。その際、障害者や外国人といったマイノリティの女性の意見が反映されるよう努めます。
- ○市の組織において、女性職員の管理職への積極的な登用を進めるとともに、そのための条件 整備を行い、評価・昇進において女性が不利にならない環境を整備します。
- ○職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止を図るよう、企業・事業所等に対して働

きかけるとともに、市においても防止・救済の体制を整備します。

③仕事と家庭を両立できる労働環境の整備

- ○企業や事業所に対して、育児・介護休業制度など仕事と家庭の両立を支援する制度の普及・ 啓発を図ります。
- ○女性が働きやすい環境の整備を図るため、適正な労働条件の確保などの啓発に努めます。
- ○男性の育児休業の取得を奨励し、ワーク・ライフ・バランスの確保に努めます。

④相談・支援体制の充実

- ○相談・支援にあたっては、女性のエンパワメントの視点を確保し、問題解決のために必要な 支援を行います。
- ○適切な支援が行えるよう、相談員の専門性の向上と関係部局・機関との連携の強化に努めます。

⑤人権侵害からの救済

○DV、ハラスメント等の人権侵害からの救済については、相談窓口と各種専門機関との連携を強化し、適切な救済の措置が図られるよう体制整備に努めます。また、「茨木市配偶者暴力相談支援センター」では、DV・ストーカー行為の被害者支援等を行います。

⑥関係団体・機関とのネットワーク

- ○民間における男女共同参画を目指す取組を支援します。
- ○地域活動に貢献できる女性リーダーの育成を図ります。
- ○女性団体などに関する情報提供やこれら団体などに対する相談支援を行うとともに、女性団体相互の連携を働きかけ、団体どうしのネットワークづくりを支援します。また、女性団体の活動をPRするなど、女性団体の活動が活性化するよう取組みます。

(2)子ども・若者の問題

■取組の方針

子どもの人権問題は、社会環境の著しい変化に伴って多様化・複合化する傾向にあり、犯罪による被害を受ける子どもの数が増加しているほか、子ども自身が加害者となる事例も発生しています。いじめや不登校、家庭内での暴力や育児放棄などの虐待については、問題そのものが子どもどうしの関係や家庭内の出来事として潜在化しやすい側面があり、周囲の大人の意識を高めていくことや、子ども自身のエンパワメントが欠かせません。子ども自身が自らの権利を学ぶ人権教育の充実や子ども自身が相談できる窓口の整備も必要です。

近年のいじめの認知件数や虐待の通告件数の増加は、これまで潜在化していた問題に対して、 周囲がより敏感に対応できるようになっていることの表れという側面もありますが、いじめや虐 待により生命にかかわる問題が生じていることから、防止・救済の取組が求められます。

また、近年社会問題となっている子ども・若者の貧困問題は、ひとり親家庭などの社会的・経済的に弱い立場にある子どもに集中的に表れており、家庭の経済力による教育機会の格差も大きな問題となっています。若い世代における非正規雇用率の増加により、労働条件の格差が広がっており、そのことが若者の貧困、そして貧困の連鎖にもつながっています。また、就労等において厳しい環境におかれた若者が、自らの権利を十分に自覚・主張できない状況に追い込まれ、不当な扱いを受け入れざるを得なかったり、必要な支援を受けられないという問題も指摘されており、格差の連鎖を断ち切るための取組や、若者への人権教育が課題となっています。

■施策の方向性

①子どもの権利に関する啓発の推進

- ○児童福祉の理念の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る取組を推進します。
- ○民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員など関係者との連携のもと、子育て講演会や各種相談活動を通して、子どもの人権についての意識向上に向けた啓発活動を行います。
- ○保育所(園)、幼稚園、認定こども園等において、園児どうしの多様な交流活動を通じて人権 尊重の教育の推進に努めるほか、子どもだけでなく、保護者への啓発活動を充実します。
- ○保育所(園)・幼稚園・学校・児童養護施設等の教職員をはじめとする子どもにかかわる専門職を対象とした研修・啓発に取り組みます。

②子ども自身が利用できる相談窓口等の情報提供

○いじめや虐待等の人権侵害からの救済について、子ども自身が利用できる相談窓口や支援者・ 支援制度等に関する情報提供を行います。

③子どもの安全な居場所づくり

○ 放課後や休日に自由につどい、遊び、地域住民と交流できる居場所や、障害のある児童・生徒やその保護者が地域で交流できる居場所づくりを進めます。

- 放課後子ども教室などを通じて、放課後や週末などの子どもの安全な遊び場の確保や子ども どうしの交流機会の拡充に努めます。
- ○子どもの居場所づくりにかかわるボランティアや職員に対する研修の充実を図ります。

④子どもの貧困対策

- ○生活困窮世帯やひとり親家庭等に対する自立生活のための支援などに取り組みます。
- ○子どもの貧困に関して、平成 27 年の子どもの貧困対策プロジェクトチーム報告書「未来はかえられる」に基づき、設定した指標の改善に向けて、関係各課が教育や生活の支援のための事業を実施します。また、毎年度、指標の改善状況を把握し、事業の見直しを行います。
- ○スクール・ソーシャル・ワーカーの配置等を通じて、支援を必要とする子どもの発見と福祉 分野等と連携した支援の取組を充実させます。

⑤学校教育における人権教育の推進と生徒指導体制の充実

- ○すべての教育活動を子どもの人権を尊重する視点で行い、教育を受ける機会や学習する権利 を保障するとともに、教職員の人権意識・人権感覚の向上に努めます。
- ○いじめ等の権利侵害の問題は、「どの学校でも、どの子にも起こりうる」との認識を教職員が 持ち、児童・生徒の小さな変化を見抜く力を育むとともに、問題行動などの早期発見・早期 解決に学校全体で取り組みます。
- ○子どもの権利が最大限尊重されるよう、必要に応じて各種の専門機関と連携できる体制整備 を進めます。

⑥いじめ等の権利侵害に対する相談支援体制の充実

- ○いじめ・虐待等の権利侵害に対する相談について、子ども自身や周囲の大人が利用できる相談窓口の整備を行います。また、権利侵害からの救済の手段について、広く周知し、市民の理解促進を図ります。
- ○インターネットや携帯電話・スマートフォンの利用が急速に普及する中、インターネット上などで保護者や教職員が気づかないところで誹謗中傷を受けるいじめなどを防止するため、情報モラルや利用マナーの普及・啓発を図るとともに、事象が発生した場合には関係機関・団体と連携した問題解決を進めます。

⑦教育の機会均等と家庭教育の支援

○すべての市民に平等に教育の機会の保障を図るとともに、困難を抱える子どもや家庭への支援に取り組みます。

⑧若者の自立支援

○ひきこもり、ニート、不登校など様々な課題を抱える若者が、就労・修学等の社会参加ができるよう、自立に向けた支援を行います。

⑨若者の就労支援

- ○若者がその能力や希望に応じた就労ができるように支援します。
- ○正規雇用・非正規雇用・アルバイト等の雇用形態に関わらず、若者の就労において不当な扱いを受けず、労働者としての権利が守られるよう、事業者に対して啓発を行います。
- ○就労の場において守られるべき権利や、それが侵害されたときの適切な対応について、若者 自身が学ぶことができるよう、情報提供や学習の支援に取り組みます。

(3) 高齢者問題

■取組の方針

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや認知症など、特に支援を必要とする高齢者の増加が見込まれるなか、介護保険サービス事業所や医療機関、地域団体等が相互に連携しながら、高齢者の生活を支える地域づくりが課題となっています。

しかし、「高齢者だから」という先入観や固定観念からくる、言葉づかい、態度、しぐさなどによる不当な差別や排除、介護や援護を必要とする高齢者の虐待や孤立などが大きな社会問題となっています。さらに、介護負担の女性への偏りや、家族等の介護を理由とした離職、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」の増加など、高齢者の介護をめぐる問題は、要介護者と介護者のそれぞれの生き方に大きな影響を与えることがあります。

高齢者の権利を守る取組として、虐待防止に向けた関係者のネットワークづくりや、成年後見制度の利用支援等が進められています。引き続き「人間の尊厳」についての認識と理解を深め、高齢者が社会の一員としていきいきと暮らせる社会の実現と、互いに協力し、助け合える地域づくりが求められています。

■施策の方向性

①相談支援体制の充実

- ○医療・介護・福祉等の地域の総合相談の窓口である地域包括支援センターを中心としたネットワークにより、高齢者への相談支援体制の充実に努めます。
- ○高齢者の権利侵害や介護等について、本人・家族に対する相談支援体制の充実に努めます。
- ○各種の研修や情報提供を通じて、相談員の力量の向上に努めます。

②虐待の防止と権利擁護

- ○高齢者に対する虐待の防止のため、関係機関・団体、住民に対する啓発・情報提供を進めます。
- ○高齢者虐待防止法、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、虐待防止のための適切な措置、指導などに努めます。
- ○地域包括支援センターにおいて、成年後見制度などを紹介し、高齢者の権利擁護に向けた取組を進めます。また、同センターが高齢者の虐待の通報窓口として、関係機関・団体と連携を図り、虐待防止のネットワーク強化を図ります。
- ○高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、広報誌やホームページに消費生活に関する情報を掲載するなど情報提供に努めます。

③認知症対策の充実

○認知症を発症しても住み慣れた地域で、その人らしい生活を維持するため、医療との連携や 介護及び生活支援の充実に努めます。

④介護保険サービスの充実

- ○高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、 ニーズを適切に把握しながら、介護保険サービスの基盤整備に努めます。
- ○利用者が質の高いサービスを選択できるよう、情報提供や相談支援を充実し、利用者ニーズ に適したサービス提供体制を整備します。
- ○介護保険サービスを受ける上での制度や手続き、負担軽減措置等について、適切な情報提供 に努めます。

⑤バリアフリーの充実

○公共施設や道路などのハード面でのバリアフリー化とともに、社会の中で共に助け合ってい こうというソーシャル・インクルージョンに向け、人権尊重の視点に立てる人材を育成する などソフト面での充実に努めます。

⑥健康づくりと介護予防の推進

- ○高齢者の主体的な健康づくりや介護予防に必要な情報提供に努めます。
- ○自分の健康に関心を持ち、健康的な生活が継続できるよう各種健康診査、健康教育、健康相 談の機会を提供します。

⑦社会参加の促進

- ○高齢者を含む団体の地域活動の活性化を図り、社会活動への参加を促進するとともに、高齢者が豊富な知識や経験を活かせる環境づくりに努めます。
- ○介護が必要となっても、支援を受けながら当たり前に社会参加することができる環境整備に 努めます。
- ○高齢者のニーズを踏まえた上で、多様な地域での活動と社会参加の機会として、高齢者の「居場所と出番」を創出・充実します。

⑧雇用機会の拡大

- ○雇用における年齢差別の禁止について周知・啓発を図るとともに事業者への啓発に努めます。
- ○高齢者活動支援センター「シニアプラザいばらき」を拠点に、新しい高齢者の働き方を支援 します。
- ○ハローワーク、シルバー人材センター等の関係機関と連携し、高齢者に対する就労支援や、 働く場の確保に努めます。

9災害時支援体制の整備

- ○災害時における要配慮者の支援について、地域と連携した計画づくりに取り組みます。
- ○介護保険サービス事業所連絡会との協定に基づく大規模災害時の受入体制の拡充を図り、要 配慮者の安全・安心の確保に努めます。

(4) 障害者問題

■取組の方針

平成 23 年 (2011 年) に改正された「障害者基本法」においては、障害の定義について、従来の個人の機能障害に着目したもの(医療モデル)から、社会的な事物、制度、意識、慣行などのために生活に制限がある状態(社会モデル)へと転換し、社会的障壁の除去に重点が置かれることとなりました。

一方、現実には障害者は社会に存在するさまざまな物理的・心理的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。家族等による介助がなければ生活が成り立たない人も多く、家族の負担や、介助者との離別後に対する不安の大きさが問題となっています。精神科病院や入所施設で生活する障害者の地域生活への移行が全国的に推進されていますが、地域における偏見や理解不足を解消し、障害者を社会の構成員として包み支え合うソーシャル・インクルージョンの実現は、障害者が安心して地域で生活し続ける環境整備に不可欠です。

障害者基本法では、地域社会における共生、差別の禁止(社会的障壁の除去)、という基本原則がうたわれていますが、今後、インクルーシブ教育システムの構築や就労の機会の確保、公的な手続きや情報提供等における障害に応じた合理的配慮など、障害者の参加と自己決定の機会を保障し、社会的障壁を除去・軽減するための様々な取組を進める必要があります。また、平成28年(2016年)に施行された「障害者差別解消法」では、国・地方公共団体と事業者のそれぞれに対し、障害を理由とする差別の権利侵害行為の禁止と合理的配慮の提供について定めており、公的機関だけではなく、民間においても社会的障壁の除去に向けた具体的な取組が促進されるような働きかけが求められます。

■施策の方向性

①障害者の権利と社会参加に関する啓発の推進

- ○障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法等の近年の障害者の権利と差別の禁止に 関する国際的な潮流や国内の法整備等について、広く啓発・情報提供を進め、障害者の権利 と社会参加が確保される環境の整備に取り組みます。
- ○障害者差別には合理的配慮の不提供も含まれることについて、広く周知を図るとともに、特に行政機関における合理的配慮を徹底します。

②相談支援体制の整備

- ○障害者の自己決定に基づく生活や社会参加を促進する相談支援体制を整備します。
- ○当事者による相談・支援が受けられるピアカウンセリングの体制を整備します。
- ○相談支援に至らない障害者、家族に対して、利用できる制度、支援についての情報提供を進めるとともに、必要に応じて関係機関と連携しながらの相談支援の実施に取り組みます。

③雇用の促進

- ○近年の障害者雇用促進法等の制定・改正について、企業・事業所への情報提供・啓発を進め、 合理的配慮に基づく就労環境の整備と、障害者雇用の促進に取り組みます。
- ○行政機関における障害者雇用を促進します。

4インクルーシブ教育システムの構築

- ○障害のある子どもが、本人や保護者の意見を最大限尊重した環境・方法で教育を受けられるよう、支援体制を整備します。
- ○障害の有無をはじめとするさまざまな個性を有する子どもが、ともに学び互いを理解することのできるインクルーシブな教育環境の整備に取り組みます。
- ○専門的な教育支援とインクルーシブな教育環境の両立をめざし、支援学校と地域の学校との 交流・連携や、専門職員による学校支援を推進します。

⑤福祉サービスの充実

○障害者の生活を支える障害福祉サービスの充実について、障害福祉サービス事業所と連携し、 障害の状況に応じたサービス提供とサービスの質の向上に取り組みます。

⑥バリアフリーの充実

○公共施設や道路などのハード面でのバリアフリー化とともに、社会の中で共に助け合ってい こうというソーシャル・インクルージョンに向け、人権尊重の視点に立てる人材を育成する などソフト面での充実に努めます。

⑦虐待の防止と権利擁護

- ○障害者の虐待防止や救済について、家族・支援者への啓発を進めるとともに、障害者虐待防止 は、 止法等の規定に基づき、虐待防止のための適切な措置、指導などに努めます。
- ○相談支援において成年後見制度などの権利擁護事業を紹介し、障害者の権利擁護に向けた取 組を進めます。また、消費者被害等に関する情報提供を本人・家族・事業者等に対して行い ます。

⑧災害時支援体制の整備

○災害時における要配慮者の支援について、地域と連携した計画づくりに取り組みます。

(5) 同和問題

■取組の方針

従来、同和問題については、封建的な慣習の名残としてとらえられ、正しい知識・正しい理解によって、差別意識を解消していくことで問題の解決につながると考えられてきました。また、同和教育が知識の伝達に偏るあまり、態度や行動の変容につながっていないのではないかという反省から、参加・体験型の学習等が教育・研修等において工夫されてきました。

しかし、市民意識調査の結果は、従来問題とされてきた「穢(けが)れ」意識による直接的な差別のみが問題なのではなく、差別の現状とその解決の難しさに対する認識に、子どもの学力問題等への不安やリスク回避意識が結びついた形での忌避・排除が広がっていることを示唆しています。また、同和地区に対するマイナスイメージや偏見が払拭されたとはいえない結果も示されました。同和問題に関する教育を受けてきた世代にも忌避意識が広がっていることから、これまでの教育・啓発の取組が、今日的な同和問題の解消に必ずしも対応できていないことも考えられます。

こうしたことから、従来の教育・啓発の枠組みを見直し、古い意識の残存としての差別ではなく、現在生起している課題に対する有効なアプローチが必要です。同時に、忌避や排除が差別を生む可能性を認識し、人権問題に共通する構造であることにも着目し、同和問題を、普遍性を持った課題として捉える教育・啓発の取組が求められます。

平成20年(2008年)の大阪府同和問題解決推進審議会提言では、「同和地区の生活保護受給世帯率が高いこと、同和地区児童生徒の学力(平均)や大学進学率が府全体の水準と比べて低位にあることなど、今なお、同和地区に様々な課題が残っていること」が指摘されています。また、高学歴層の流出と支援を必要とする層の転入により、地域として厳しい状況が続いていることも指摘されています。

平成 28 年 (2016 年) に施行された「部落差別解消法」は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、国及び地方公共団体に、部落差別の解消に向けた相談体制の充実や教育啓発の推進を求めています。

今後は、教育や労働、生活にかかわる課題や差別の課題等、幅広く人権に関する相談や支援の 取組を進めるとともに、福祉行政と連携した取組、同和地区内外の交流と協働を進めるための取 組や「いのち・愛・ゆめセンター」等を拠点とした、人権尊重のまちづくりをより一層進める必 要があります。

■施策の方向性

①同和問題の啓発の推進

- ○同和問題に対する正しい理解と認識を深め差別意識の解消を図るため、さまざまな研修会・ 学習会の開催や各種広報活動、啓発行事などを積極的に行います。
- ○同和問題の啓発にあたっては、差別に反対する運動の意義や差別解消のための取組がすべて の人の人権確立につながってきた側面について、理解の促進が図られるような取組に留意し ます。

②職場・地域における学習機会の充実

○職場・地域における同和問題学習の機会を確保できるよう、事業者や地域団体等に積極的に 働きかけを行います。また、企業や地域における学習活動のリーダーを育成し、効果的・自 発的な学習活動が行えるよう努めます。

③相談支援の充実

- ○結婚や就職等における差別について、相談支援を充実させるとともに相談窓口の周知に努めます。
- ○支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、いのち・愛・ゆめセンターを中心に地域住民への情報提供や相談支援を行います。

④教育や労働、生活等にかかわる課題の解消の取組

○同和地区に見られる教育や労働、生活等の課題について、その解消に向けた相談や支援制度 の活用等、必要な支援に取り組みます。

⑤同和教育の再構築

○市民意識調査において、同和教育が必ずしも意図した成果を挙げられていない可能性が示されたことを考慮して、同和教育の今日的なあり方について、教育機関・専門機関と連携した検討を進め、効果的な学習活動の推進に取り組みます。

⑥交流や協働の取組の促進

- ○さまざまな交流活動を通して、協働したまちづくりや地域活動の取組を促進します。
- ○いのち・愛・ゆめセンターを人権施策の拠点として整備し、さまざまな人権問題に取り組む 団体や当事者のネットワーク化を支援します。

⑦実態調査

○「部落差別解消法」に基づく実態調査について、国・大阪府と連携して取り組みます。

(6) 外国人問題

■取組の方針

近年、我が国に定住する外国人は年々増加しており、本市においても例外ではありません。これらの外国人のなかには、日本の文化や慣習になじめなかったり、日本語の習得が十分にできないことが、日常生活の困難や地域住民との摩擦、公的な支援からの孤立等につながる状況にあることが課題となっています。

学校教育において、互いに尊重しあう態度や国際的な知識・感性を育てるための国際理解教育の推進に取り組むことや、生涯学習において、地域社会の国際化の進展に伴い、文化や慣習、生活課題について互いに学び合えるような学習の機会や、日常生活における基礎学習としての日本語学習の支援等に取り組むことが求められます。

近年の近隣諸外国との外交関係の悪化等を背景に、相手国やその国民を蔑視するような言説が、インターネット等において頻繁にみられる状況となっています。また、主に在日韓国・朝鮮人に対する差別的な言説や排除を声高に叫ぶヘイトスピーチ問題は、国連から日本政府に対し繰り返し是正勧告が出され、国内においても社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させると指摘した司法判断が出されるなど、大きな社会問題となっています。そのなかには、在日韓国・朝鮮人の置かれた状況や歴史的経緯について、誤った理解に基づく主張も多く含まれていますが、それらを事実として捉え、一定の理解や賛同を示す人が広がっていることも無視できない課題です。

排外主義的、差別的な言説の広がりに対して、適切に対応できる知識と態度を養うことが課題であり、とりわけ差別的な言説が氾濫するインターネットにアクセスすることの多い、若い世代に対する働きかけが求められます。同時に文化的多様性を認め合う多文化共生の理念を基調として、地域における相互理解と相互交流に取り組む必要があります。平成 28 年 (2016 年) に施行された「ヘイトスピーチ解消法」では、不当な差別的言動の解消に向け、ヘイトスピーチに関する相談と紛争の防止・解決のための体制整備、教育・啓発の充実が求められており、さらなる取組の充実が課題となっています。

■施策の方向性

①多文化共生社会の実現

- ○本市に暮らすあらゆる人々が、国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、互いに 人権を尊重するとともに、学びあい、共に生活できる地域社会の実現を目指し、各種の啓発 やコミュニケーションの支援に取り組むとともに、多文化共生の地域づくりを推進します。
- ○関係団体・機関と連携し、多様な文化・国籍・言語の市民が触れ合えるイベントなどの場を 設け、互いのことを学びあい理解を深める機会とし、異文化を理解する能力の向上を図りま す。
- ○多様な文化に対する理解の促進と交流の推進にむけた、啓発等の取組を充実させます。
- ○外国人の人権について、市民理解の促進を図ります。

②相談支援・情報提供の充実

- ○市の各種制度やサービス、災害対策情報など生活に必要な情報について、多言語版市民ハンドブックやホームページ等、多言語での情報発信を充実し、日本語を母語としない外国人も生活しやすいよう支援します。
- ○市内外の各種団体が実施している、外国人向けの生活情報や各種相談などのサービス情報を 紹介します。

③日本語学習機会の提供

- ○日本社会で生活する上で、人権の観点から最低限保障されるべきスキルを身につけられるよう、識字・日本語教育の機会の提供に取り組むとともに、学習支援ボランティアの養成に努めます。
- ○識字・日本語教室の周知を図り、支援の必要な人に情報を届ける取組の充実に努めます。

④学校教育における支援と国際理解教育の推進

- ○学校教育において、多様な文化的背景が尊重され、必要な教育が受けられるよう、日本語学 習の支援をはじめとする各種の支援に取り組みます。
- ○多文化共生に関する児童・生徒、教職員の理解の促進を図るため、国際理解教育を推進する とともに、教職員に対する研修に取り組みます。

⑤外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保

○外国人労働者の適正な雇用・労働条件が確保されるよう、国や大阪府と連携を図りながら企業・事業所に働きかけを行います。

⑥ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの防止と適切な保護・救済

○ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの防止と適切な保護・救済について、国・大阪府や関係機 関と連携して、体制の整備を進めます。

(7)外国人住民の社会参加の促進

- ○外国人住民のニーズや課題を把握し施策に反映させるため、外国人住民のニーズや支援の課題について調査を進めるとともに、各種モニターや市民向けの各種アンケート等に外国人住民も対象とするよう努めます。
- ○日本人と外国人が、お互いに違いを認め合いながら共に地域社会を構成するパートナーとして活動できるよう、参加・交流活動の推進を図ります。

(7)個人情報

■取組の方針

高度情報化は私たちの生活に多くの利便性をもたらす一方で、個人情報が大量かつ広範囲に処理され、本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報やプライベートな情報が流布し、個人が不測の不利益を被るなどのプライバシー侵害の危険性も増大しており、自分に関する情報を自らコントロールできなくなることが問題となっています。また、インターネット等を悪用して同和地区住民や外国人等に関する情報が流布されるなど、人権侵害につながる問題も発生しています。

市をはじめ公的な機関には、様々な個人情報が蓄積されていますが、不適切な取り扱いにより、 人権問題にかかわる二次被害につながる問題も生じています。

平成 25 年 (2013 年) 5 月には、「マイナンバー法」が成立し、個人にそれぞれ割り当てられた固有の番号 (マイナンバー) を用いることによる、行政手続き等の簡素化や迅速化が進められています。また、緊急時における要配慮者の情報を、行政や地域関係者で共有することで、支援を容易にするための取組も始まっており、個人情報の適切な活用と適正な管理がより重要となっています。

公的な機関には、保有する個人情報のセキュリティ対策の向上や情報管理の徹底に加え、個人情報の提供や利用について個人の意思が尊重される取組が求められます。

■施策の方向性

①個人情報の保護の取組

○個人情報の保護と適切な管理について、職員の研修を強化し、個人情報の安全管理体制を整備します。

②個人情報の適切な利用と管理についての体制整備

○マイナンバー制度の運用や災害時の支援体制の確保等、個人情報の活用を進めるにあたり、 個人情報の適切な利用についてのルールを明確化するとともに、本人の意向を最大限尊重し た運用に努めます。

(8) インターネットを通じた人権侵害

■取組の方針

インターネットは生活の利便性を大きく高めた一方で、それに伴う問題も大きくなっています。 他人への中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な 書き込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報を誰もが発信できることから、インタ ーネットを通じた人権侵害の事例は後を絶ちません。匿名性が高く、差別的な意識を表出しやす い環境でもあるため、ことさらに差別的・侮蔑的な表現が生まれやすい側面もあります。

同和地区の所在を示すものや、特定の民族・集団に対する排除の呼びかけなど、深刻な問題を含むものも少なくありません。しかし、規制にあたっては、表現の自由や知る権利等と衝突することもあり、明確なルールのないままに問題が再生産される状況が続いています。

同様に、子どもの権利との関係では、児童ポルノの流通や、インターネットを通じた子ども同士のコミュニケーションが、いじめや排除の温床となる等の問題が指摘されており、人権侵害状態からの救済も大きな課題となっています。

今後、インターネットを通じた人権侵害の防止と、適切な情報活用のあり方について、国際的・ 国内的なルールの整備等の状況も踏まえながら、市としての取組を進めていく必要があります。

■施策の方向性

①インターネット上の権利侵害に関する相談・支援の充実

○インターネット上の権利侵害に関する相談・支援について、専門機関等と連携して取り組みます。

②子どものインターネット利用に関する権利保障の確保

- ○子どものインターネット利用に関して、適切な利用や自らの権利を守る方法について、子ども・保護者への教育・啓発を進めます。
- ○子どものインターネット利用における課題について、教職員の理解を促進するための研修や 情報提供に取り組みます。
- ○インターネットを通じたいじめ等の事案について、国・大阪府・専門機関等と連携して、対策を検討します。

■取組の方針

性のあり方は、身体又は遺伝子上の性、性的指向(好きになる相手の性別)及び性自認(自分の性に対する感じ方)によるさまざまな組み合わせがあり、これらのいずれにおいても、さまざまなあり方が存在することから、非常に多様なものです。しかし、そのことが十分に認知されているとは言えない状況にあります。国においては、戸籍上の性別の変更が部分的に認められるなど、制度の見直しが始められました。最近ではマスメディア等においても、性別違和(性同一性障害)等の多様な性のあり方が紹介されており、セクシュアル・マイノリティの存在自体は認知が進んでいると言えます。

しかし、一方でセクシュアル・マイノリティに対する侮蔑的な表現が、メディアのなかでも公然と繰り返されており、差別的な意識は社会に広く根づいていると考えられます。多様な性のあり方を認めない制度・慣習・文化も幅広く存在しており、これらのことを問題としてとらえる人も少数であるのが現状です。権利保障のための施策が大きく遅れており、差別や不利益な待遇を恐れて周囲の人に打ち明けることもままならないなど、深刻な状況にあると言えます。

平成 27 年 (2015 年) 4月には、文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を出し、教育現場における取組の必要性が高まっていますが、今後、多様な性のあり方に対する配慮や人権侵害からの救済等について、より一層の取組が求められます。

■施策の方向性

①セクシュアル・マイノリティ問題についての適切な啓発と情報提供

○セクシュアル・マイノリティ問題について、職員や市民の正しい理解が促進されるよう、啓発と情報提供を進めます。

②学校教育における配慮

○セクシュアル・マイノリティの児童・生徒が適切な支援を受けられるよう、児童・生徒や教 職員の理解の促進を図ります。

③男女共同参画におけるセクシュアル・マイノリティへの配慮

○男女共同参画における計画策定や各種事業の実施において、セクシュアル・マイノリティの 存在に配慮した取組を推進します。

④多様な性のあり方を反映したライフスタイルの保障

○多様な性のあり方を反映したライフスタイルが保障されるよう、啓発等の取組を進めるとと もに、先進自治体の事例等を参考にしながら、市として実施可能な支援のあり方を検討しま す。

⑤慣習的・制度的差別の解消

- ○セクシュアル・マイノリティ問題については、人権問題としての取組が遅れており、慣習的・制度的差別が数多く存在していることを踏まえ、家庭・学校・職場・地域社会等における排除や差別を解消していくための取組について調査・研究を進めます。
- ○市をはじめとした公的機関における制度や採用、届出等の手続きにおいて、合理性や必要性 がない性別の記載や性別による分類の解消などについて検討を行います。

(10) さまざまな人権問題

■取組の方針

現在の日本社会には、これら以外にもホームレス、HIV感染者やエイズ患者、ハンセン病回復者やその家族、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、刑を終えて出所した人などに対する差別や偏見、さらには職業・就労形態などによる差別など、さまざまな人権問題があります。また、複合差別の問題にも関心が高まっています。

さらに、古くからの「ならわし」や「しきたり」のなかには、合理的な理由や科学的根拠のないものが少なくないうえ、思いこみや先入観が無意識のうちに差別意識を醸成してしまう状況があります。また一方で、社会や環境等の変化により、これからも新たな人権問題が生じることが考えられます。

さまざまな課題、新たな課題に常に開かれた取組が求められていますが、一地方自治体だけでは解決することが難しいものもあることから、国や府の動向を把握し、関係機関への要請を行いながら対応していく必要があります。

■施策の方向性

①人権文化の確立に向けた啓発の推進

○人権文化の確立に向けて、多様な人権問題について市民の理解を深める取組を行います。

②新しい課題に開かれた人権行政の推進

○従来は人権問題とみなされてこなかった領域においても、人権侵害状況の認知や、社会における価値観の変化等に基づき、新たな課題が生起するものであるという認識のもと、新しい 課題に常に開かれた人権施策の推進に取り組みます。

第4章 人権行政の推進—市行政の基盤としての人権施策

人権行政は、「人権意識の高揚を図るための施策」と「人権擁護に関する施策」の2つの基本的な方向から取り組みます。いずれの施策についても、市行政全体を支える基盤として位置づけられ、すべての行政分野において意識し、取り組む必要があります。

1 人権意識の高揚を図るための施策

一人ひとりの人権が尊重された住みよいまちづくりにおいては、人権問題に対する鋭い感性や、 日常生活において人権への配慮が人びとの態度や行動に自然に表れるような人権感覚を育むこと が重要です。市民の人権意識を高め、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、 差別をなくす意欲と実践力を高める条件づくりをする必要があります。

近年、災害時等において、避難所における家事や世話などの家庭的役割の女性への集中や、援護を必要とする高齢者や障害者などの社会的弱者に十分な配慮がなされないことが、人権擁護における課題として注目されています。これは、平常時の社会において、人権や共生の意識がどれほど浸透しているかに大きく左右される問題とも言えます。

人権意識の向上には、現代社会における人権問題や差別の現実を伝えるとともに、被差別の立場に対するマイナスイメージや、人権問題にかかわることへの忌避意識を生むことのないよう、反差別の取組の正当な評価や、人権の国際的な潮流と国内における諸制度の進展を伝えるなど、一人ひとりにとっての人権の価値を十分認識できるような働きかけが求められます。人権を生涯学習の重要なテーマとして位置づけ、学習・啓発を通じて誰もが人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践する、豊かな人権文化の創造をめざします。

(1) 人権教育・啓発の推進

①人権啓発推進体制の確立

- ○人権文化の確立をめざし、市民の人権・平和意識の高揚を図る各種施策を実施します。
- ○男女共同参画の着実な推進を行うとともに、ローズWAMの効果的な運営を行います。
- ○人権問題について知ることのできる学習・啓発の機会を充実させます。
- ○人権啓発に関する指導者の育成、確保、活用を行います。

②人権教育の充実

- ○他者の権利とともに、自らの権利を守る力を育む人権教育を充実させます。
- ○小・中学校を中心に、人権尊重の態度・行動を育む環境の醸成に努めます。
- ○効果的な人権教育プログラムの開発と実施に向けた研究を進め、効果的な人権教育の実施を

図ります。

③人権に関する学習機会の提供

- ○人権問題について学ぶ講座・講演会等を開催します。
- ○人権問題に取り組むグループや人材の育成を図ります。
- ○生涯学習施設等で実施される講座・学習会等において、人権にかかわるテーマを積極的に取り上げるとともに、人権をテーマとしていない講座等においても人権の視点を含む取組や多様な市民の交流が促進されるよう働きかけます。
- ○人権問題の当事者が自らの権利について学び、交流できる機会の提供に努めます。

④就労の場における人権文化の醸成

- ○性、年齢、障害等を理由とした差別的取り扱いの禁止や、社会的障壁の除去・軽減の必要性 について、企業・民間団体等への周知と取組の促進を図ります。
- ○市内事業所に対して、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法等の法制度と理念、法改正等 についての周知や情報提供を行います。
- ○企業や民間団体等における自主的な人権教育・啓発の取組の促進と支援、適切な助言や情報 提供を行います。
- ○セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の防止や労働者の権利に関する啓発を 推進します。
- ○ワーク・ライフ・バランスの向上に向けた啓発を推進します。
- ○就職差別の解消のための啓発を推進します。

⑤地域における人権文化の醸成

- ○多様な人が地域で交流し、社会参加できるような活動の促進と支援を行います。
- ○地域社会における人権啓発を促進します。
- ○地域における差別的な偏見や慣習の払拭に向けた啓発や指導者の研修を行います。
- ○人権問題や権利の擁護に取り組むボランティアの養成を進めます。
- ○市広報誌をはじめとする広報活動や街頭啓発活動を行います。

(2) 人権教育・啓発に取り組む指導者の養成

①指導者・ボランティアの育成

- ○地域団体や各種団体の代表者・指導者への人権啓発を充実させます。
- ○人権教育・啓発に取り組むリーダー・ボランティアを養成します。
- ○人権に関する職員研修の充実を図ります。

②当事者グループの支援と協働

- ○当事者グループの形成支援による当事者のエンパワメントを図ります。
- ○啓発等の取組における当事者グループとの連携・協働を推進します。
- ○相談事業におけるピアカウンセリング等、当事者による人権擁護活動の推進を支援します。

③自ら学び、行動する消費者市民の育成

- ○消費者被害の未然防止や消費生活相談に取り組みます。
- ○人権の観点から消費行動を選択する態度の育成に努めます。
- ○公正で持続可能な社会の形成に資する消費者支援を推進します。

(3) 市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進

①NPO・地域団体等の支援

- ○NPO、ボランティア等、市民の自主的な人権教育・啓発に関する活動を支援します。
- ○地域団体等による人権に関する取組を促進します。

②市民参加によるまちづくりの推進

- ○子ども、高齢者、障害者、外国人住民など多様な市民の参画によるまちづくりを推進します。
- ○多様な背景を有する人々を含む市民相互の交流の機会の提供に努めます。

③当事者の参加の推進

○人権に関する施策の企画・実施・評価に当たり、人権課題の当事者の立場や視点、経験をいかし尊重するため、当事者及び当事者団体の参画・協働の促進を図ります。

(4) 人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

①人権に関する情報収集・提供機能の充実

- ○国・大阪府・近隣自治体との連携による情報収集と、情報提供に取り組みます。特に、新しい人権課題への対応について、常に最新の情報を入手できる体制を整えます。
- ○インターネット、SNS等を活用した効果的な情報提供を推進します。
- ○人権に関する情報や、相談・支援制度等の情報について、必要とする人に必要な情報が届けられるよう、地域団体や関係機関等と連携した多様な情報提供体制の確保に努めます。

②人権教育・啓発に関する調査・研究

- ○効果的な人権教育・啓発に関する調査・研究の推進に努めます。
- ○当事者団体や研究機関との連携を強化し、先進的な取組や最新の研究動向について、常に情

報を得られる体制を整備します。

③災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進

- ○災害時における要配慮者支援体制を強化します。
- ○地域における継続的な防災・防犯活動の推進と、市民相互の交流の促進に取り組みます。

(5)教育の機会均等の確保と学習の場の充実

①教育の機会均等の確保と学習の場の充実

- ○子どもの貧困問題等において、家庭環境による教育格差の拡大が指摘されていることを踏ま え、教育の機会均等の確保に向けた家庭教育の支援に取り組みます。
- ○学校と関係機関・専門機関との連携を強化し、子どもの最善の利益という視点から、必要に 応じて支援体制を整えます。

②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供

- ○日本社会で生活する上で、人権の観点から最低限保証されるべきスキルとして、識字・日本 語教育の機会の提供に取り組むとともに、民間における同様の取組を支援します。
- ○何らかの事情で十分な基礎教育を受けられなかった人に、学び直しの機会を提供することで、 権利として最低限保証されるべき教育機会の確保に取り組みます。

2 人権擁護に関する施策

本市では、市民の人権と暮らしに関する悩みや問題を解決するため、人権相談や法律相談をはじめ、子育て相談、女性相談、DV相談、「いじめ」ホッと電話相談、労働問題相談など、専門知識を有する担当者による多様な相談窓口を開設し、人権擁護に努めています。

また、子ども・障害者・高齢者それぞれについて、虐待に関する通報・保護の体制が整備されており、DVやセクシュアル・ハラスメント等からの救済や相談体制の整備にも取り組んでいます。

今後は、個別の課題に応じた専門的な支援の質を高めながら、さまざまな人権問題が複合化・ 多様化している状況に合わせた救済方法の調査・研究を推進し、常に当事者のエンパワメントという視点に立ちながら、相談者がより気軽に相談でき、関係機関との連携等を円滑にする相談体制を構築する必要があります。また、人権侵害からの救済や効果的な相談支援において、当事者によるピアカウンセリングや当事者団体による支援の重要性を考慮し、当事者の参加による人権擁護の取組のさらなる促進に努めます。

(1) 市民の主体的な判断・自己実現の支援

①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援

- ○支援を必要とする人が自らの権利を自覚し、自己決定・自己実現が可能となるよう、基本的 な権利や利用可能な社会資源等について知るための適切な相談、情報提供を行います。
- ○人権にかかわる各種相談窓口の整備を進めるとともに、当事者によるピアカウンセリング等 を行い、相談者のエンパワメントを支援します。
- ○市民が自立や社会参加を通じて自己実現を図ることができるよう、必要な支援情報を効果的 に提供したり、人権問題の被差別当事者間の交流を促進するなど、エンパワメントのための 施策を推進します。
- ○相談・支援の窓口や事業を市民に知らせる広報活動を充実します。

②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減

- ○当事者の社会参加を阻む社会的障壁の除去・軽減に取り組むことで、社会参加活動の促進を 図ります。
- ○行政サービスにおける合理的配慮を追求し、だれもが平等にサービスや支援を受けられる体制を整備します。
- ○施設・交通機関のバリアフリーの推進に引き続き取り組みます。

③困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援

○困難を抱える市民に対する保障されるべき権利や利用できる社会支援についての情報提供に 取り組みます。

- ○就労・子育て・介護等さまざまな場面における自らの権利の保障と利用可能な社会資源、権利侵害への対処について学ぶ機会を提供します。
- ○特に支援を必要とする人に対する学習機会の提供を推進します。

(2) 人権にかかわる総合的な相談窓口の整備

①人権にかかわる相談窓口の整備

- ○人権にかかわる問題について身近に相談でき、迅速に適切な保護・救済が受けられる体制を 整備します。
- ○女性、高齢者、子ども、障害者等に関する各種の相談窓口を整備するとともに、相談窓口間 の相互連携と庁内連携の確保により、相談者のニーズに的確に対応できる総合的な体制の整 備を進めます。
- ○個別の課題に関する相談では十分に対応できない、複合的・分野横断的な問題について、相談者が十分な支援を受けられるよう、総合的な人権問題に関する相談窓口を整備します。
- ○相談員の知識・技能の向上と、関係部局との密接な連携により、相談の質の向上を図ります。
- ○相談者のニーズに応じ、多言語や手話・筆談等による相談の保障に努めます。

②相談機関との連携

- ○専門機関や当事者団体等との連携により、より専門性の高い相談を提供できる体制を整備します。
- ○国や大阪府の機関との連携により、本市だけでは十分に対応できない課題について、ニーズ に応じた支援が受けられるよう努めます。

③相談事例等を通じた実態把握

- ○人権にかかわる相談事例の収集・分析から、人権問題に関して、特にどのような課題があり、 どのような支援が求められているかについての実態把握に努めます。
- ○特に相談が多く、取組が求められる人権課題について、府・近隣自治体と連携しながら、教育・啓発と人権救済・保護の両面から事業への反映を図ります。

④庁内連携による相談対応の強化

- ○相談事例とその対応について、関係部局・機関や専門家等との連携・協議の場を確保し、情報共有と相談対応の向上に取り組みます。
- ○幅広い人権相談における利用可能な社会資源の不足や地域課題等について、連携・協議の場での議論を踏まえた政策提言の仕組みづくりについて検討します。

(3) 人権救済・保護体制の充実

①人権救済・保護体制の強化

- ○高齢者・子ども・障害者等を対象とした虐待の防止・救済の体制を整備します。
- ○DV・ストーカー行為等の防止に加え、「茨木市配偶者暴力相談支援センター」では、被害者 支援を行う等、女性等に対する暴力の根絶に向けて、総合的、計画的に取り組みます。
- ○インターネットにおける人権侵害への対応や個人情報の保護について、国・大阪府と連携して取り組みます。

②関係機関との連携の強化

- ○相談窓口と人権保護・救済のための機関との適切な連携を推進します。
- ○行政機関及びNGO・NPO・当事者団体等からなる人権相談機関ネットワークの活用を推進します。

③地域における人権侵害の防止と保護・救済

- ○児童虐待・DV、ストーカー行為等の防止のための地域における啓発・情報提供を行います。
- ○子どもの犯罪被害・加害の防止と、関係者の支援に取り組みます。

④就労の場における人権侵害からの保護・救済

- ○セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の人権侵害 からの保護・救済のための相談支援を行います。
- ○アルバイト・パートタイムを含む労働者の権利保障を支援します。

⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実

- ○基本的人権を保障するための福祉サービスの確保と充実に取り組みます。
- ○貧困・格差の再生産の防止に向けた取組を進めます。
- ○各種相談機関の相互連携や庁内組織・専門機関との連携を推進します。

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

①人権行政の確立

- ○すべての行政分野において人権尊重のまちづくりの基本理念を踏まえ、総合的な施策の推進 に取り組むため、「茨木市人権擁護対策推進委員会」のもと、人権施策の全市的な推進に取 り組みます。
- ○人権問題について深い認識と実践力を持った市職員を養成するとともに、日頃から人権感覚を豊かにするため、全職員が積極的に人権問題について学び、日常の仕事を通じて自ら実践することで、人権の大切さが市民に正しく理解されるよう努めます。
- ○人権の観点からの施策評価を推進します。
- ○市職員における性、年齢、文化、障害の有無等の多様性の確保に努めます。

②連携体制の強化

- ○人権にかかわる問題の広がりと複合化を考慮して、庁内全体の連携体制の構築を進めます。
- ○人権擁護の取組において、関係部局・機関が連携しやすい体制づくりを進めるとともに、全 庁的な人権課題の共有と、相互に連携した施策の展開に努めます。
- ○人権侵害にかかる問題が発生した場合は、迅速に適切な保護・救済措置が図れるよう国・大阪府の人権救済機関との連携・協力に努めるとともに、啓発活動等を推進します。

③人権施策推進の拠点としての「いのち・愛・ゆめセンター」の活用

○人権施策推進の拠点として「いのち・愛・ゆめセンター」を活用し、社会的課題を発見する ため、きめ細かな相談・支援などの専門的な運営体制の構築、要支援者の自立支援や人権尊 重のまちづくりの発信拠点の整備に努めます。

(2) 市民・地域との連携

- ○市民の自主的な学習活動や、地域住民主体の活動の促進を図るため、さまざまな社会教育施設や生涯学習施設と連携しながら、身近な人権教育・学習の場の充実を図ります。
- ○茨木市人権センター、茨木市人権地域協議会等と連携し、人権問題にかかわる取組を企画立案し、実施していけるリーダーやボランティアなどの人材養成、活用に努めるとともに、人権啓発や相談事業の充実に向け、各種団体とのネットワーク機能をいかし、市民の人権意識向上を図ります。
- ○市民が身近な地域において人権教育・啓発に参加することができるよう、茨木市人権啓発推

進協議会と連携し、「人権草の根運動」の組織として、小学校区を単位とした地区人権啓発 推進委員会の活動や結成促進の取組支援に努めます。

○施策の企画・実施・評価への反映にあたって、人権課題の当事者の立場や視点、経験をいか し、尊重するため、当事者及び当事者団体の参画・協働の促進を図ります。

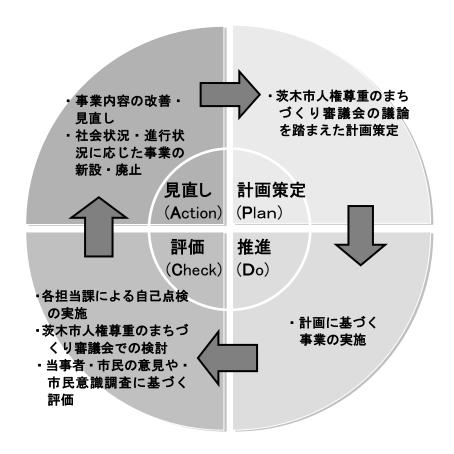
(3)企業・民間団体との連携

- ○企業や民間団体等に自主的な人権教育・啓発の取組の充実を促すとともに、その実施を支援 し、適切な助言や情報提供等に努めます。
- ○人権施策の総合的で効果的な実施を図るために、一般財団法人大阪府人権協会や茨木地区人権推進企業連絡会、NGO・NPOなどの民間団体と、その性格や役割の違いを踏まえつつ、 連携の強化に努めます。

2 計画の評価と進行管理

(1)計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立

- ○本計画の進行状況については、各担当課の事業実施状況を、人権・男女共生課において毎年度とりまとめ、実施状況を市ホームページ等で公開するとともに、茨木市人権尊重のまちづくり審議会に報告します。
- ○各担当課における自己点検、茨木市人権尊重のまちづくり審議会における意見、市民・当事者からの意見や、国・府の施策の状況、社会経済状況の変化等を踏まえ、基本理念の実現に向けた事業の改善・見直しや新設・廃止を行い、施策の推進におけるPDCAサイクルの確立を図ります。
- ○人権施策における当事者の意見の反映について、そのあり方を検討し、できるだけ早い段階 での実施に努めます。



(2) 施策の充実・改善のための評価手法の検討

- ○人権に関する施策の継続的な充実・改善に向け、事業評価のあり方について、その視点や指標 を検討し、適正・明確化を図ります。
- ○事業の実施にあたっては、評価・改善に資する情報・データの収集と記録に努め、検証・評価 が可能な体制の整備に努めます。

資料編

1 茨木市人権尊重のまちづくり条例

平成10年12月24日 茨木市条例第27号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。 また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害などによる人権侵害が存在している。

あらゆる差別をなくし、子どもや高齢者等すべての人の人権が尊重された明るいまちづくりは、 私たちすべての願いである。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに茨木市人権擁護都市宣言の趣旨にのっとり、私たち一人ひとりの人権が尊重された、豊かで住みよいまちをめざし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する施策について、市の責務を明らかにすると ともに、人権施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重された、明るいまちづく りに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、施策を実施するにあたって人権尊重のまちづくりに 資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

(人権文化の創造)

第3条 市は、市民及び事業者と連携をとりながら、効果的な手法により、地域、学校、職場、 家庭などあらゆる場での啓発活動を促進して人権意識の高揚を図り、日常生活に人権尊重の理 念が根づいた、人権という普遍的文化の創造に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第4条 市は、国及び大阪府との連絡調整を緊密に行うとともに、市民及び事業者との協働により、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制の充実に努めるものとする。

(人権尊重のまちづくり審議会)

- 第5条 第1条の目的を達成するため、茨木市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 3 審議会の会議は、原則として公開する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成10年12月24日 茨木市規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市人権尊重のまちづくり条例(平成10年茨木市条例第27号)第5条の規定に基づき、茨木市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 人権関係団体等から推薦された者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

- 第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 会長は、審議会に諮り、会議を非公開とすることができる。

(部会)

第6条 審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民文化部において処理する。

(秘密の保持)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成12年規則第14号)
- この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成13年規則第18号)
- この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則(平成20年規則第26号)
- この規則は、平成20年5月1日から施行する。 附 則(同年規則第37号)
- この規則は、平成20年7月1日から施行する。 附 則(平成22年規則第21号)
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。 附 則(平成25年規則第20号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成27年規則第2号)
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。

3 茨木市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 団 体 等			
東 桂 (平成28年4月30日まで)	# L			
峰 宮子 (平成28年5月1日~)	· 茨木市 P T A 協議会会員			
井 上 紀 子	市民公募			
◎ 今 西 幸 蔵	神戸学院大学人文学部人文学科教授			
岩 本 賢 三	市民公募			
長 田 佳 久	茨木市自治会連合会副会長			
〇熊本 理抄	近畿大学人権問題研究所准教授			
佐藤 早智子	茨木市老人クラブ連合会副会長			
柴 原 浩 嗣	一般財団法人大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長			
田 辺 圭 (平成28年5月24日まで)	艺士地区人按批准公类演员会会员			
石 原 正 浩 (平成 28 年 5 月 25 日~)	茨木地区人権推進企業連絡会会長			
古 市 輝 雄	茨木市身体障害者福祉協会事務局会計			
三 木 昭	茨木市人権センター理事長			
山田 ひろ美	茨木市人権擁護委員会委員			

◎会長 ○副会長

4 いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 団 体 等			
岩 本 賢 三	市民公募			
長 田 佳 久	茨木市自治会連合会副会長			
◎ 熊 本 理 抄	近畿大学人権問題研究所准教授			
柴 原 浩 嗣	一般財団法人大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長			
三 木 昭	茨木市人権センター理事長			

[◎]部会長

5 策定経過

実施日	調査・会議等	内容	
平成 27 年 7 月 9 日	平成 27 年度第1回茨木市人権 尊重のまちづくり審議会	○会長・副会長の選出○諮問書提出○議事運営について○今後のスケジュールについて○第2次方針・計画(第1次)について○第2次計画について○その他	
平成 27 年 8 月 28 日	第1回人権啓発検討部会	○計画骨子案の検討	
平成 27 年 10 月 9 日	第2回人権啓発検討部会	○計画骨子案の検討	
平成 27 年 10 月 29 日	平成 27 年度第2回茨木市人権 尊重のまちづくり審議会	○(仮称)第2次茨木市人権施策推進計 画素案について ○その他	
平成 27 年 12 月 11 日	第3回人権啓発検討部会	○計画素案の検討	
平成 27 年 12 月 17 日	平成 27 年度第3回茨木市人権 尊重のまちづくり審議会	 ○茨木市いのち・愛・ゆめセンターのあり方について(諮問) ○「いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会」の設置 ○(仮称)第2次茨木市人権施策推進計画素案について ○その他 	
平成 27 年 12 月 17 日	第1回いのち・愛・ゆめセンタ ーあり方検討部会	○部会長選出○今後のスケジュールについて○その他	
平成 28 年 1 月 21 日	第2回いのち・愛・ゆめセンタ ーあり方検討部会	○沢良宜いのち・愛・ゆめセンター現地 視察 ○いのち・愛・ゆめセンターあり方につ いて(全国隣保館連絡協議会 中尾由 喜雄氏講演「これからの隣保館に期待 するもの」を含む) ○その他	

平成 28 年 2 月 25 日	いのち・愛・ゆめセンターあり 方検討部会 先進地視察	○箕面市立萱野中央人権文化センター 視察
平成 28 年 2 月 25 日	第3回いのち・愛・ゆめセンタ ーあり方検討部会	○豊川いのち・愛・ゆめセンター現地視察○いのち・愛・ゆめセンターあり方について○その他
平成 28 年 3 月 25 日	第4回いのち・愛・ゆめセンタ 一あり方検討部会	○総持寺いのち・愛・ゆめセンター現地 視察 ○いのち・愛・ゆめセンターあり方につ いて(鳥取市総務部中央人権福祉セン ター主幹 川口寿弘氏講演「生活困窮 者自立支援制度の活用と隣保事業の 活性化」を含む) ○その他
平成 28 年 4 月 13 日	第5回いのち・愛・ゆめセンタ 一あり方検討部会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方について(特定非営利活動法人 山科醍醐子どものひろば 村井琢哉氏講演「子どもの貧困対策について」を含む)○その他
平成 28 年 5 月 25 日	第6回いのち・愛・ゆめセンタ 一あり方検討部会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方について(茨木市の生活困窮者支援の取組について担当者からの報告を含む)○その他
平成 28 年 6 月 24 日	第7回いのち・愛・ゆめセンタ 一あり方検討部会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方について(相談の状況について総持寺いのち・愛・ゆめセンター相談員からの報告を含む)○その他
平成 28 年 6 月 29 日	第8回いのち・愛・ゆめセンタ 一あり方検討部会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方について(相談の状況について沢良宜いのち・愛・ゆめセンター館長からの報告及び旧青少年センターにおける取組について豊川いのち・愛・ゆめセンター館長からの報告を含む) ○その他

平成 28 年 7 月 6 日	第9回いのち・愛・ゆめセンタ 一あり方検討部会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方について○その他
平成 28 年 7 月 6 日	平成 28 年度第1回茨木市人権 尊重のまちづくり審議会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方検討 部会からの報告について○(仮称)第2次茨木市人権施策推進計 画について○その他
平成 28 年 10 月 19 日	第 10 回いのち・愛・ゆめセン ターあり方検討部会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方について○その他
平成 28 年 12 月 21 日	第 11 回いのち・愛・ゆめセン ターあり方検討部会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方について○その他
平成 29 年 1 月 6 日	第 12 回いのち・愛・ゆめセン ターあり方検討部会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方について○その他
平成 29 年 1 月 16 日	平成 28 年度第2回茨木市人権 尊重のまちづくり審議会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会からの報告について○(仮称)第2次茨木市人権施策推進計画について○その他
平成 29 年 1 月 20 日 ~ 平成 29 年 2 月 19 日	パブリック・コメントの実施	○「(仮称) 第2次茨木市人権施策推進 計画素案」についての市民意見の募集
平成 29 年 3 月 16 日	第 13 回いのち・愛・ゆめセン ターあり方検討部会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方について○その他
平成 29 年 3 月 16 日	平成 28 年度第3回茨木市人権 尊重のまちづくり審議会	○いのち・愛・ゆめセンターあり方検討 部会からの報告について○(仮称)第2次茨木市人権施策推進計 画について○その他

6 用語説明(50音順)

〇茨木市人権啓発推進協議会 P. 44

人権について、身近な問題として取り上げ、学び合い、あらゆる差別をなくし、人権 が守られた豊かで住みよいまちづくりをめざす組織であり、目的に賛同する団体、機関 及び個人から組織されている。

人権意識の普及・高揚に関する啓発活動や、社会同和教育の推進と同和問題に関する研修会や学習会等の開催、女性・障害者・在日外国人問題及び子どもや高齢者に関すること、人権問題にかかる研修会や学習会の開催、人権問題に関する資料の収集、作成及び配布等を行っている。

〇茨木市人権センター P.44

茨木市における人権尊重のまちづくりをめざし、地域や福祉、人権関係の諸団体が参画し、取組を展開する。

差別のないまちづくりを通じて、すべての人の人権が尊重される豊で住みよいまちの 実現をめざす。

各種人権研修会・人権啓発人材養成等の実施、人権に取り組む個人や団体への支援、 人権情報の提供、各種人権侵害の相談業務を行う。

〇茨木市人権地域協議会 P. 44

一般財団法人大阪府人権協会及び茨木市人権センターと連携し、その指導と支援を受け、 大阪府及び茨木市における同和問題解決のための施策をはじめ人権施策に協力し、差別の ない人権尊重のコミュニティの実現に寄与することを目的とした協議会。

地域住民の自立支援、相談、地域交流、人権啓発活動等を行っている。

〇茨木市人権擁護対策推進委員会 P. 44

同和問題をはじめとする人権意識の高揚をはかり、人権対策を総合的かつ効果的に推進するための委員会。

人権擁護対策に係る基本的事項に関すること、差別事件に係る調査結果及びその対策 案について、各所管部から報告を受け決定すること、人権啓発の基本的事項に関するこ と、差別身元調査事件に関することを所管する。

〇茨木地区人権推進企業連絡会 P. 45

会員事業所の「公正採用選考人権啓発推進員」が、あらゆる人権問題の理解と認識を 深めながら、自社における公正な採用選考システムを確立することや事業所内での人権 研修実施等を奨励することを目的としている。

企業の相互連携を図り、企業の立場から主体的に人権問題に関して幅広い啓発活動を

進めるため、公正採用選考人権啓発推進員設置事業所等が結集し、自主的な組織とし、 昭和54年7月に設立。

Oインクルーシブ教育システム (inclusive education system) P. 26, 27

人間の多様性の尊重と、障害者の能力開発及び社会参加の促進のために、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ教育のあり方。障害者権利条約においては、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、障害に応じた「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

Oエンパワメント (empowerment) P. 19. 20. 21. 39. 41

「力を引き出すこと」を意味し、個々人が本来持っている能力、行動力、自己決定能力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となること。

〇一般財団法人大阪府人権協会 P. 45

同和問題をはじめ被差別・社会的マイノリティに関わる人権問題を中心とする諸問題(以下、人権問題等という)に関する事業を行い、もって人権尊重の社会づくりに寄与することを目的とした一般財団法人。

人権意識の普及や高揚を図るための人権教育・啓発、差別や人権侵害に関わる相談及び救済、 社会的援護を必要とする人たちの自立・自己実現を図るための支援、人権問題等に関わる取り組みを推進するための行政機関や関係団体との協力、連携等のネットワーク構築、人材養成を行っている。

〇合理的配慮 P. 26, 27, 41

障害者権利条約においては、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と規定されており、合理的配慮を否定することは差別に含まれるとされている。障害者が就労しやすいように職場環境や勤務条件を調整したり、意思疎通のために手話通訳を置くなどが例としてあげられるが、同様の考え方を、例えば妊娠中の女性の就労条件への配慮や、外国人のコミュニケーションにおける配慮等に拡大することが可能であり、人権の保障と差別の問題に取り組む上で重要な概念である。

〇識字·日本語学習 P. 40

学齢期に文字の読み書きを十分に学べなかった人や、主に海外の出身者で日本語を十分に 使えない人による、読み書きや日本語の学習。

〇人権擁護都市宣言 P. 1, 47

世界では、世界人権宣言を契機に、人権に関する諸条約を批准し、人権確立に向けて地球的規模で取組みが進められ、人権尊重は世界の潮流となっている。

このような背景のもとに、日本国憲法で保障された基本的人権は、不断の努力があってこそ保持できるものであり、市民と市が一体となって人権擁護に取組んでいくため"人権が守られた豊かで住みよい都市づくり"に向けて「人権擁護都市宣言」を市議会の議決を得て平成7年(1995年)3月28日制定した。

〇人権擁護委員 P. 21

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間 ボランティア。法務大臣から委嘱され、全国の市区町村に配置されて、人権擁護活動を行う。

〇災害時における要配慮者 P. 25, 27, 40

災害対策基本法において、国及び地方公共団体が防災上必要な措置を取る事が求められている、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

Oスクール・ソーシャル・ワーカー (SSW: school social worker) P.22

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に 関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々 な環境に働き掛けて支援を行う者として、教育委員会や学校等に配置される職員。

Oセクシュアル・ハラスメント (sexual harassment) P. 19, 38, 41, 43

いわゆる「性的嫌がらせ」のことで、相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、 その対応によって仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すこと によって就業環境を著しく悪化させること。被害は男女どちらにも起こり得るが、圧倒 的に女性が被害を受けることが多い。学校内での主に教師から児童・生徒に対するセク シュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。セクシュアル・ ハラスメントは大学や地域社会などでも起きている。

Oセクシュアル・マイノリティ (sexual minority) P. 16, 34, 35

性的少数者のこと。代表的な、レズビアン(<u>lesbian</u>、女性同性愛者)、ゲイ(<u>gay</u>、 男性同性愛者)、バイセクシュアル(<u>bisexual</u>、両性愛者)、トランスジェンダー(<u>transgender</u>、生まれたときに割り当てられた性に苦痛や違和感を感じる、又はその性にとらわれない性のあり方を持つ人)の頭文字をとって、LGBTと総称されることもある。平成26年(2014年)の国連自由権規約委員会の日本政府に対する総括所見においては、セクシュアル・マイノリティの人びとに対する制度的差別についての懸念やハラスメント防止のための取組等の勧告が含まれており、国際的にも人権状況の改善が求められている。

Oソーシャル・インクルージョン (social inclusion) P. 18, 25, 26, 27

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う、包摂型社会をめざす理念。「社会的包摂」とも訳される。

〇同和地区 P. 11, 12, 28, 29, 32, 33

我が国では同和問題の解決に向け、平成14年(2002年)3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組が積極的に進められた。その際、取組を進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、本方針で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示す。

Oドメスティック・バイオレンス (DV: domestic violence) P. 6, 19, 20, 41, 43

配偶者間、又は恋人など親密な関係にある者から受ける暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含む。ドメスティック・バイオレンスは男女の力関係の不均衡、性別役割分担意識などを背景とした社会的な問題であり、人権侵害である。

Oバリアフリー P. 25, 27, 41

高齢者や障害者の歩行、住宅等の出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。または、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、障害者を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用等における障壁(バリア)を取り除く(フリー)こと。

Oパワーハラスメント P. 38, 43

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、 業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為。

Oピアカウンセリング (peer counseling) P. 26, 39, 41

同じ立場や悩みを持つ人同士が、同じ仲間として対等な立場で行われる相談や支援。ピア サポートと呼ばれることもある。

〇複合差別 P.36

例えば、障害があること、日本で生活する外国人であること、同和地区出身者であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況におかれるように、ひとりの当事者において複数の属性に起因する差別や困難が重なること。

Oヘイトスピーチ (hate speech)・ヘイトクライム (hate crime) P. 16, 30, 31

憎悪表現。人種・民族・国籍・性・宗教等に基づく社会的少数者について、その権利の否定や差別・排除を主張又は正当化するような表現行為。単なる表現行為にとどまらず、少数者に対する暴力的行為であるヘイトクライム(憎悪犯罪)としての側面を指摘する見方もある。

〇マイナンバー制度 P.32

住民票を有するすべての人に対し、1人1つの番号(マイナンバー)を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用する制度。

〇マタニティハラスメント P.43

男女雇用機会均等法および育児・介護休業法で禁止されている妊娠・出産・産休・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い。または、妊娠・出産する女性や、産休・育休を取得する人に対し、それを理由として、または必要な配慮を行わずに精神的・身体的苦痛を与える行為や、職場環境を悪化させて妊娠・出産をしにくくさせる行為。

〇ワーク・ライフ・バランス (work-life balance) P. 20, 38

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、若年期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

茨木市民憲章

わたくしたち 茨木市民は

- 1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
- 1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
- 1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
- 1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
- 1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう 昭和41年(1966年)11月3日制定

第2次茨木市人権施策推進計画平成29年(2017年)3月

発 行 茨木市

編 集 茨木市 市民文化部 人権・男女共生課 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL: 072-620-1640 FAX: 072-620-1725

Eメール: jinken@city.ibaraki.lg.jp